

基 本 合 意 文 書

平成22年4月1日

母子加算に関する基本合意書

平成15年7月に、厚生労働大臣は、国会の附帯決議等を踏まえ、保護基準の在り方をはじめとする生活保護制度全般を議論するために、社会保障審議会福祉部会の下に生活保護制度の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置した。専門委員会は、平成16年1月から生活保護費のうち母子加算の見直し作業を開始した。そして、専門委員会は、被保護母子世帯と一般母子世帯の消費水準、消費実態との比較検証等を根拠として、同年12月に最終報告書をとりまとめ、母子加算の見直しを求める報告書を厚生労働大臣に提出した。その結果、厚生労働大臣は、平成17年4月から段階的に母子加算を見直すことを決定し、同月から順次母子加算の適用範囲を縮小するなどを経て、平成21年3月末をもって母子加算を廃止する一方、この間、ひとり親世帯就労促進費等の給付を創設した。

これに先立ち、専門委員会は、平成15年12月に老齢加算の取扱いに関する中間とりまとめを行い厚生労働大臣に提出した。厚生労働大臣は、その中間とりまとめを受けて、生活保護費のうち70歳以上の被保護高齢者世帯に支給されていた老齢加算を平成16年4月から段階的に減額することを決定し、平成18年3月末をもって老齢加算を廃止した。

これに対し、老齢加算を減額・廃止された被保護高齢者世帯や母子加算を減額・廃止された被保護母子世帯の当事者から、順次老齢加算ないし母子加算の復活を求め、各地で審査請求を経て行政処分取消訴訟が提起され、最終的には全国10地裁に訴訟が提起された。

他方、平成21年6月には、通常国会が開会されていた参議院において、廃止された母子加算の復活を求める生活保護法改正法案が民主党等により提出され、本会議において可決されたが、衆議院において審議されることなく廃案となり、母子加算は同改正法案によって復活することはなかった。

ところが、同年8月30日に実施された総選挙によって誕生した民主党、社会民主党、国民新党による現政権は、「コンクリートから人へ」という基本方針の下に、母子加算廃止による被保護母子世帯の窮状を訴える声に対し遺憾に思い、母子加算の復活を三党連立政権合意に盛り込んだ。そして、長妻昭厚生労働大臣は、三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、母子加算を同年12月1日から復活する旨の告示を公布し、さらには平成22年4月以後も母子加算の継続を決定するに至った。その間、平成21年12月11日に、憲法第25条で保障する国民の最低限度の生活とは何かを検討するため

に、厚生労働省においてナショナルミニマム研究会が設置された。老齢加算及び母子加算の復活を求めて訴訟を提起した全国生存権訴訟の原告団及び弁護団は、母子加算の復活を歓迎するとともに、現政権の英断に敬意を表するものである。

そこで、国（厚生労働省）と全国生存権訴訟原告団及び弁護団は、わが国における貧困の撲滅とナショナルミニマムの考え方の確立を目指し、以下のとおり合意するに至った。そして、同原告団及び弁護団は係属中の訴訟のうち、母子加算の復活を求める訴訟を本合意の成立を踏まえ終了させることとした。

- 1 国（厚生労働省）は、母子家庭の窮状にかんがみ、子どもの貧困解消を図るために復活した母子加算については、今後十分な調査を経ることなく、あるいは合理的な根拠もないままに廃止しないことを約束する。
- 2 国（厚生労働省）は、現在設置されているナショナルミニマム研究会における調査研究などを通じて、母子世帯や高齢者世帯を含め国民の最低生活水準に関して検証を行い、憲法第25条の理念に基づき、国民の健康で文化的な最低限度の生活の確保に努める。

全国生存権訴訟原告団

全国生存権訴訟弁護団 代表

厚生労働大臣